

第119回総会（平成15年度秋季）承認

私学に特化した第三者評価機関の設立へ向けて
（中間まとめ）

平成15年10月24日

日本私立大学協会

1. 基本的考え方

私学の特性に配慮した評価システムの必要性

① 設置運営形態の異なる国公私立大学に対して、それぞれの形態に適用できる多元的な評価システムの構築が必要である。

「私学の特性」とは何か。私立学校法において「私立学校」とは、「学校法人の設置する学校」とある。また、学校法人は私立学校を管理し、その経費を負担することが定められている。したがって、私立学校では、学校法人の設立意思または建学の精神に基づいた運営がなされていること、財源の主要部分を学生納付金に依存しているために学校運営に経営的観点が重視されていることなどから、大学の財政、政府との関係、教職員の身分や待遇等において、国や地方自治体が設置・運営する国公立学校とは異なる。このような設置者別による実質的な相違があるなかで、評価の対象として国公立と同じ評価基準を一律に私学に適用することは基本的に困難であり、それぞれの形態に適用できる多元的な評価システムの構築が必要であると考えられる。中教審答申（平成14年8月）においても、「大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要である」と述べている。

② 私学の規模と多様性に対応できる評価システムが必要である。

日本の高等教育における私学は、その規模や多様性において圧倒的なシェアを占めている。平成15年度の学校基本調査速報のデータによると、526大学と463短大を擁する私学の全体に占める割合は、機関数において大学74.9%、大学・短大80.6%、学生数では、大学73.5%、大学・短大74.9%をカバーしている。また、国公立大学にはない名称の学部数も多く、全学部名の半数以上は私学固有の学部である。このように日本の高等教育において、数量的にも機能的にも大きな役割を果たしている私学を評価するためには、規模と多様性に対応できる私学独自の柔軟かつ弾力的な評価システムを新たに構築する必要があると考えられる。

以上の理由から、日本私立大学協会は、私学に特化した独自の評価システムを構築し、文部科学大臣が認証する認証評価機関としての評価活動を展開するための準備を進める。以下に、評価内容の概要を提示する。

II. 日本私立大学協会が設立する新たな評価システムの概要

1. 名称

日本私立大学評価機構

Japan Institute for Independent University Evaluation (仮称)

2. 評価機関の法的位置付け

財団法人

3. 評価対象

文部科学省の設置認可を受け、かつ完成年度を経た学校法人設置の私立大学を評価対象とする。ただし、体制整備の関係上、当面は4・6年制大学（大学院を含む）のみを対象に評価を行う。

4. 評価の目的

私立大学の質の維持・向上を図るために、評価事業を通じて各大学の改革・改善を支援することを目的とする。また、同時に、当該大学が構想し、策定した目的・目標・計画等が当財団の示す一定の基準を満たしていることを保証する。

5. 日本私立大学評価機構の特徴

● 私学の特性、学校法人の特徴に配慮した評価

- ・ 画一的な評価を排し、私学の個性（建学の精神、目的・目標）を重視した評価を行う。
- ・ 私学関係者主体による評価を行う。
- ・ 地域性に配慮した評価とし、関連機関との協力、連携のもと、たとえば、支部等を活用した評価システムの展開について今後、検討する。

● 評価システムの特徴

- ・ 定性的側面の評価を重視する評価システムとし、たとえば、質の改善の達成度や個々の大学におけるユニークな改革・革新を刺激・奨励する。
- ・ 当財団と当該大学間とのコミュニケーション重視型の評価を行う。
- ・ 教育を重視した機関別評価（大学の総合的な状況を評価）を行う。
- ・ 大学の一構成員としての学生及び保護者、卒業生、関連企業等のステークホルダーの評価等、第三者の意見を自己点検・評価報告書に可能なかぎりとり入れ、大学教育の第一者と第三者の評価とを統合した評価システムを考える。
- ・ 評価結果の活用を重視し、評価作業の過程における改革への刺激とその結果の活用等、事後の評価結果と自己改善との連動・連結を重視する。
- ・ 私学高等教育研究所との連携において当財団の会員校等に対する情報提供などの支援活動を展開するよう、今後、検討する。

- ・ 評価機関のマネジメント・サイクルをシステム化する。

評価は極めて困難な作業であり、評価機関自体の絶えざる改善が不可欠である。したがって、評価の過程にはいわゆるマネジメント・システムとしての PDCA（Plan：計画 — Do：実施 — Check：評価 — Action：行動）サイクルとして当財団の評価システム自体の評価プロセスをあらかじめシステム化する。

6. 評価の周期

原則、7年とする。ただし、評価結果の内容によっては当財団の判断で再評価の時期を7年以内で指定することができるよう検討する。

参考：学校教育法第六十九条の三の第2項では、「大学は、・・・当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間（7年以内）ごとに・・・認証評価機関による評価を受けるものとする」とある。

7. 評価基準

- ・ 評価基準は、既存の法令等を踏まえながら、私学の建学の精神、個性、特色等、当該大学の自律性を尊重したものとする。
- ・ 大学の目的を達成していくために、制度、機能、構造等の有効性、効率性、公正性、学習者の満足度、学習環境の整備やアメニティ等の程度や質の良否を測定し、その価値を当該大学の記述的なレポートに基づいて評価し得る基準の開発を目指す。
- ・ 当財団は、私学高等教育研究所等の関連機関との協力・連携のもと評価項目、基準、手続き等を決定し、当財団の提示する項目にしたがって大学が作成した自己点検・評価報告書に基づき評価を実施する。

8. 評価項目

評価の大項目については、以下の10項目（オプションを含む）とする。今後は、大項目に基づいた詳細な項目等について、選択項目を含めて精査する。

（イメージ案）

① 建学の精神・目的・理念

（特に教育の理念・目的・目標、自校の個性、特色、自己点検・評価体制等）

例：本学の教育理念、教育目標、ミッション・ステートメントは内外、特に志願者や保護者に周知されており、大学の制度・機能に十分反映されているか。

例：本学の特色として、特に重点をおいている教育方針は何か。それは適切に制度化されているか。その公約はどこまで達成されているか。

例：学内の自己点検・評価の体制、教学計画はどのように実施されているか。

② 組織・制度（学部、学科、大学院、短大その他の付属学校等の教育システム等）

例：教育機能を中心としてみた全体組織とそれぞれの相互関係はどのように統合されているか。

- 例：教育方針や政策を形成する組織と意志決定過程は、大学の教育目的及び学習者の要求に対応できるよう適切に組織され、十分に機能しているか。
- ③ 教育課程・方法（目標・内容・学習量・教育評価等）
- 例：本学の教育目的や特質はカリキュラムや教育方法等に十分反映されているか。
また、学習者側の必要性を把握しており、その要求と合致しているか。
- 例：本学の教育体制上の強みと弱みは何か。どのように克服しようとしているか。
- 例：本学の授与する学位、資格、称号等は、どのような通用性をもっているか。
- ④ 学生
(入学・学生サービス・学生からの要望の受入れ体制・卒業・進路指導・国際交流等)
- 例：本学の目的に沿った教育の成果はどのように達成され、それは学生の成績評価に適切に反映されているか。
- 例：学生の授業に対する評価や満足度のくみあげ、苦情等に対処する体制は整備されているか。
- 例：学生生活への支援サービス、就職、進学関係の学生援助は整備されているか。
それはどのように評価されているか。
- ⑤ 教員（教育・研究・サービス・FD・社会との連携等）
- 例：教員の教育に対する取り組みは適切か。それは学生に評価されているか。
- 例：教員の研究・サービスの役割と教育の役割との調和はどのように図られているか。教員側の評価はどうか。
- 例：本学は、就職、産学連携、エクステンション、地域社会への貢献等の社会サービスにおいてどのような貢献をし、どう評価されているか。
- 例：本学の卒業生の社会的評価ないし評判はどうか。
- ⑥ 管理運営関係
(法人・設置者・管理者・理事会・監事・評議員会・職員、人事関係、SD等)
- 例：法人と教学との関係、政策形成、意思決定過程における問題はないか。問題をどのように解決されているか。
- 例：事務組織の改善点は何か。職員の専門職化は推進されているか。
- 例：保護者・同窓生・地域社会・学外者による大学に対する意見や評価を組み込んでいるか。
- ⑦ 財務（予算・決算等）
- 例：本学の教育目的を達成するための十分な資産・収入は確保されているか。収入と支出のバランスはとれているか。
- 例：財務状況の学内外への情報公開は行われているか。
- ⑧ 教育環境（施設設備・情報サービス・IT・情報公開等）
- 例：本学の目的を遂行するために適切な学習環境、アメニティの整備は十分行われているか。
- ⑨ 学校の誠実性および信用
- 例：学校の公約の履行、不祥事等の処理等の場合のリスク・マネジメントの体制は

できているか。

例：社会に対する大学の教育研究成果の広報等が行われているか。

例：大学の適切な情報公開が行われているか。

⑩ 特記事項（オプション）

9. 大学が作成する自己点検・評価報告書について

- ・ 大学の自己点検・評価報告書は、当財団が提示する項目に従って作成する。（その際に第三者である学生、保護者、卒業生、関連企業等のステークホルダーの主たる意見を参考とする。）
- ・ 自己点検・評価報告書は、以下の4点に留意して作成する。

① 事実の説明

過去5～10年間にわたって大学側が構想し策定した目的・目標・計画等がどのように達成されてきたか、現在はどうか。

② 自己評価

十分に達成されていなかった場合、どこに問題があるか。またどこが当該大学の強みであり長所であるか。

③ 改善・向上方策等

問題解決のためにどのような改善、改革、刷新が行われるべきと考えているか。これまでに、さらには今後、短所を改善し、長所を伸ばすにはどのような方向に向かうべきと考えているか。

④ 将来計画

今後の方針や計画を実現していくための資源の現状と将来に向けての取り組みはどう考えているか。

- ・ 自己点検・評価報告書は、作成すること自体が目的ではなく、効果的に活用することが重要であるとの観点から、報告書は、他者が読める範囲、当財団が指定する最大ページ数（A4、100ページ程度）以内で作成する。

10. 実施方法・プロセス

- ・ 評価は、書類審査及び実地調査により実施する。
- ・ 書類審査は、大学が作成する自己点検・評価報告書に基づいて行う。
- ・ 実地調査は、実地評価チームが当該大学を訪問し、諸書類のチェック、インタビュー等を通じて、大学が作成した自己点検・評価報告書が公正なものであるかどうかを調査する。実地調査の具体的な方法については、今後、検討していく。
- ・ 申請大学に対しては、自己点検・評価報告書作成にかかるガイドラインや実施方法等についての説明会等を実施する。
- ・ 大学と当財団とのコミュニケーションを重視し、当財団が一方向的に判断をしてその結果を公表することがないように、大学からの意見申し立てを受ける機会を随時設ける。

- ・ 評価の基準や方法は可能な限り簡素で明快なものとし、余りに膨大かつ煩瑣な資料や作業で、当該大学と当財団の両者に過大な負担を強いるものとならないよう工夫する。

1 1. 意見申し立て

当財団の評価結果に対する意見申し立ての機会を法に従い設定する。

1 2. 評価の判定方法

- ・ 適格認定とし、大学全体の状況について「適格・保留・不適格」の判定を行う。
 - ・ 具体的な判定基準については今後、検討する。
- [例]
- 「適格」－当財団の示す一定の基準を満たしている。
 - 「保留」－一般社会へ向けて公表している当該大学の自己点検・評価報告書が正当なものであると認められない場合は「保留」として扱い、当財団の示す助言・勧告等を踏まえて大学を改善し、数年後（当財団が示す一定期間内に）再評価を行うことができるシステムとする。
 - 「不適格」－「保留」の判定を受けた大学から、当財団が示す一定期間内に再評価の申請がない場合、または、再評価を受けた場合においても、改革・改善に取り組む意欲が全く見られないと判断された場合等は「不適格」とする。
- ・ 加えて、社会に対する説明責任の観点から、大学全体の状況について、その大学が掲げる目的・目標の達成度が当財団の示す基準を満たしているかどうかの総評を記述的に行う。また、当財団が提示する各項目ごとに、当該大学のユニークな取り組みなどの特筆すべき長所を記述するとともに、短所や問題点については、改革・改善につながるアドバイスを記述的に行う。
 - ・ 仮に「適格」と判定された場合においても、大学の存続にかかわる大きな問題があるときは、7年よりも短い周期で再評価を求めることができるよう、改善報告書の提出等を踏まえて今後、検討する。

1 3. 評価結果の公表

原則として、公表するが、当該大学の改革・改善につながらない情報は公表しない。これについては、今後、文部科学省が省令で示す内容と照らし合わせながら検討する。

1 4. 評価員（実地調査）の養成

評価員は、大学関係のある一定以上の経験をもつ各専門分野の教職員又は同等以上の者、及び外部有識者を対象に研修等を実施し、評価の方法や基準についての共通理解を図る。具体的な養成方法については、今後、検討する。

15. 評価の組織体制

- ・ 評価基準の決定、評価方法の策定、及び評価結果を最終的に判断する評価判定委員会を組織する。
- ・ 評価判定委員会の構成は、私立大学関係の学長、専門家を中心として構成するが、私立大学関係者以外（国立大学関係、産業界、海外の専門家等）の外部有識者数名を加えて構成する。
- ・ 複数人数で構成する実地調査チームは、大学の系統、規模、地域等を勘案して構成メンバーを決定する。
- ・ 実地調査チームは、広く私学関係者を中心として構成する。
- ・ その他の各種委員会等を含む組織体制については、今後、検討する。

16. 財団の運営について

財団の安定的な運営を確保するために、会員制を採用する方向で今後、検討する。会員の資格、申請方法等については財団の寄附行為による。

以上